

第十九回国会 衆議院 内閣委員会 議録 第三十七号

昭和二十九年五月二十一日(金曜日)

午前十一時二十八分開議

出席委員

委員長 稻村 順三君

理事 江藤 夏雄君 理事 平井 義一君

理事 山本 正一君 理事 高瀬 傳君

理事 下川儀太郎君 理事 鈴木 義男君

高橋 等君 永田 良吉君

船田 中君 八木 一郎君

山崎 巖君 飛島田一雄君

田中 稔男君 川島 金次君

富吉 榮二君 中村 高一君

辻 政信君

出席國務大臣

國務大臣 木村篤太郎君

出席政府委員

科学技術行政協 議事事務局局長 千秋 邦夫君

總理府事務官(調 達行政事務局長) 山内 隆一君

保安行政事務官 前田 正男君

保安庁次長 増原 恵吉君

保安庁局長 (人事局長) 加藤 陽三君

保安庁局長 (経理局長) 石原 周夫君

法務行政事務官 三浦實之助君

委員外の出席者

検事(入国管 理局長) 宮下 明義君

専門員 亀井川 浩君

専門員 小関 紹夫君

五月二十日

恩給の比例増額に関する請願外一件 (加藤常太郎君紹介)(第四八九八号)

第一類第一号 内閣委員會議録第三十七号 昭和二十九年五月二十一日

行政機構改革に関する請願(足鹿寛君紹介)(第四九四五号)の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

法務省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(参議院送付)

航空技術審議会設置法案(内閣提出第一七四号)

調達庁設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一七五号)

保安隊及び警備隊に関する件

○稲村委員長 これより開会いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案、航空技術審議会設置法案及び調達庁設置法等の一部を改正する法律案を一括議題とし、質疑を行います。永田良吉君。

○永田(良)委員 航空審議会について一、二を簡単に御質問しておきたいと思ひます。内容を見てみましてもいろいろ各省に關係がある、たとへて申し上げますと文部省とかあるいは通産省、運輸省、保安庁とか、各關係があるからこれを統一してやりたい、それもつとだと思ひますが、私はそれでもまだ足りないのがある、私はそれかと思ひます。たとへて申し上げれば氣象關係等の測候所は農林省關係ではないか、レーダー等の關係から見てもつとごく簡単な質問ですが、国防會議の委員の數と航空技術審議会の人の數を發表していただきたい。それを聞いてから質問いたします。

○千秋政府委員 それでは航空技術審議会の關係のことについて申し上げます。たいと思ひます。

たゞいま御質問に、氣象等の關係といふようなこともございましたが、これは運輸省の關係のことでございます。全部入つておるのでございます。それで御参考までに、たしか差上げてあると思ひますが、専門部會の内容をござん願ひますが、この中にはたしか航空氣象といふのも入つておるのでございます。

ただここで今永田委員からのお話でちよつと問題になりましたのは、今後考えられますところの航空医学、航空心理学といふような問題があるのござんいます。これにつきましては、いずれ厚生省方面の方も關係あると思ひますが、この問題が起きましたならば、そのとき入るようなつとこになると思ひますが、現在これにつきましては、各省間の連絡調整するやうなむずかしい問題が起きておらないのござんいます。御質問の航空氣象の点については、十分考へておるつもりでございます。

○永田(良)委員 ただいま人數を私は聞いておるので。審議会の委員の數が何名になるか。

○千秋政府委員 お答え申し上げます。委員は第四條によりまして十五人となつております。その内容は關係各省の方々と、それから學識経験者といふこととござんして、ただいまの

ところの關係各省の方々は、運輸、通産、保安庁、文部省といふふうに各省の關係の方々を考へておりますが、そのほかに學識経験者の方々が入つております。

○永田(良)委員 ただいま委員の數を十五名と御発表になりました。むろんそのくらいでもいいかもしれせんが、私は日本の將來の航空の面から考へて、やはりもつと民間關係の——たとへて言つてみますと、こういう方面には輿論の喚起にもたいへん關係があるから、やはり新聞社なんかも航空機なんかも使つていろいろ報道關係の方ありますから、こういう報道關係の方面から一人は入れてもらうとか、またむろん民間の航空機の製造会社の重役なんかも一人くらいはやはり入れていただきたい。今の御発表によれば、ただ官庁の役人だけが集まつて、——むろん連絡はよくとれるわけでありますが、そればかりでは少しものさびしいのではないかと。皆さん御存じの通り、日本の航空は終戦後八箇年も他の諸國に遅れております。これに迫いつくには並たいていのことではないと思ひますが、どの点から見ても、私はせつかくやるならば相当民間人も入れて、価値のある重要な審議会にしたい、ただいまと思ひます。この点についていかに考へておるか。

○千秋政府委員 先ほど私の説明が足りなかつたのござんしますが、残りの十一人につきましては、十分民間の方方も入つていただくことになつておる

のござんして、ただいまのところどういふ方をどう入れるかという原案はできておらないといふこととござんします。なおこの委員のほかに第七條に「専門委員を置くことができる」といふことになつておるのでござんして、この専門委員の中にも相當の民間の方々に入つていただくといふことになつておまして、大体この専門の部會は九つくらいを考へております。しかもその分科會は二十くらいを考へておるのでござんします。この専門委員はま

だ確定はしてありませんが、少くとも百名以上、百五十名くらいになるのではないかと考へておられます。それには十分民間の方々も入つていただきまして、日本全体の衆知を集めまして、航空技術に関するところの連絡調整をはかりたいといふことになつておるのでござんします。

○永田(良)委員 まだ人のことについてよく研究がついていないとおつしやるのですが、せつかく航空審議会が御発足になるならスタートが大事だと思ひます。私の考へではこういうことはもつと思ひ切つてなされぬといふか。わかれが戦争に負けたのは広島と長崎の原爆で、みんな一へんに手を上げてしまつたのですが、この航空のことはやはり原子爆弾とか水素爆弾との關係等も、あわせて研究しなければならぬと思ひます。こういう点から思へば、国防會議と航空審議会とはあるいは合体したやうなものにして、相當權威のある、もつと多數の人を集めておやりに

ならぬとためです。日本の過去に皆さんが組織されたような、そういうようななまぬるい方法ではいかぬ。遅れたものが進歩したものに追いつくには、最初に発足するときの機構と気宇においてずいぶんの用意がないといかぬと思います。こういう点からもつと当局の方が、むしろ他の優秀な国の航空機の関係は、今までの御研究にもなつていふと思ふけれども、これはただ内輪で耳にするばかりではいけない、どうしても先進国のアメリカであるとかイギリス、ソヴィエト等各国の優秀な航空機の研究も、実地にこちらから乗り込んで行かなければならぬと思ふ。それにはずいぶん金のかかることで、国家の財政の都合で最初から大きなことはできないと思ふが、いずれにしても最初の出発点においてぐずぐずしておれば、遅れたものが優秀なものに追いつくことはできない。学生の試験勉強と同じことで、相当の用意と覚悟が必要であると思ふ。これはやや失礼な言い方だけれども、どうも温室的な従来のやり方ではだめだ、こう思つて、国を憂えるの余り申し上げるのであるが、もつと優秀ないろ／＼な方面の人を集めて審議をされぬという、おそらく龍頭蛇尾に終りはせぬかと思ひます。これらについてどうお考えになりますか。

○千秋政府委員 ただいまの御意見はごもつともございまして、今後委員を任命いたしますに際しましては、十分御意見を尊重してきめることと思ひますが、ただ現在におきまして、御趣旨のような点で進めて参つたのでございまして、その点を御説明申し上げますと、この法案をつくりまします前に、各国

の状況を見て参らなければならぬといふことで、航空研究施設調査団といふものを派遣いたしましたのであります。これにつきましてはただいま私たちが方の予算がなくて困つたのでございまして、重点をそこに向けて出しまして、その中には官庁の者はたつた三名でございまして、大学の先生が二人、その他は全部民間の一流の技術者でございまして、全部で十三名で組織いたしました。その結果こういうような審議会をつくるというこの案もできまして、あるいはまた今後この審議会ができました場合の方針というやうなことでございまして意見が出ていますのでございまして。委員の任命等につきましては、今御指摘の点は十分尊重して行くことになるだらうと思ひます。なお国防会議等につきましては、これは別にお願ひいたします。

○永田(良)委員 今まで実地の調査のために派遣もされたとおつしやいますから、その状況はたいがいわかつていゝるでしよう。今後この法案が通過したら、これが真に効果があるように仕事をして行くには、相当の経費が伴わなければならぬと思ひますが、それらの予算面については、どういふふうにお考えになつておられますか。大体のめどをお示し願ひたいと思ひます。

○千秋政府委員 お答え申し上げます。実はこの法律案が閣議に提出されましたのは、ちょうど二十九年年度の予算等が閣議決定後でございましたので、この法案が成立いたしました後の予算といふものは、特別に見ておられなかつたのであります。しかしながら、科学技術行政協議会の事務局といたしまして

では、大蔵省の方にもお願ひをいたしまして、大蔵省の方でも特に航空技術の進歩につきましては御理解を得まして、私たちの方の科学技術行政協議会の中に航空部会をつくるというやうな考え方で進めていたしたのでございまして。そして五名の定員が増加になつておるのでございまして。五名と申ししますと非常に少いのであります。五名と申ししますと非常算の定員が少くなるときに、定員を増加されたのは、他にほとんど見当らないと思ふのであります。科学技術行政協議会はたつた十二名でございまして、十二名の中で五名ふえたといふやうなかつたやうになつておるのでございまして。なおまた予算等につきましても人件費を入れますと約二百万円ふえておるのであります。科学技術行政協議会の費用は、ただいままで、六百萬七千万七千万といふのであります。その中でそれだけふえておるといふことでございまして、わくは少いのでございまして、二十九年年度におきましては、とにかく十分これで運営させて、効果あらしめるように努力いたしたいと考へておる次第であります。

○永田(良)委員 もはや会期もほんとうはあすまでになつていゝる。これが延期になつても今月一ぱいだと思ふ。かかる航空に關係のあるやうな重要法案は政府とされても、むしろ昨年の暮れから今日まで半年以上もかつた議事なんですね。こういうだらしない長い議会の終る、ちやうど土俵の済むまじわにこれを提出しなされるという、ことを、私はたいへん不愉快に思ふ。何がゆゑに、もつと会期の始まりにこゝういふことを早く用意なさつて提案されたい、そうして慎重に審議するやうにしなかつたのですか。会期まぎわになれば、お互い議員としても気があせる。また皆様方としても、会期が迫るとみななこれは群衆心理として、完全な御答弁なんかも、あるいはあわてて抜けるかもしらぬ。国防會議について木村さんのごときは参議院で、衆議院ではこの委員会でも何とおつしやらないやつたと、近ごろの話を聞くやうです。要するに、重要な法案は早く御提出になつて、そして相当の時間を持つて慎重にこれを審議せんければならぬと思ふのです。こういう点から見て私は少し遅れたのを悲しむ。なおまた今の員数等から考へても、経費の点から見ましても、私は今までにお使いになつた金、また今度増されるその金額をただいま承つてみれば、この貧弱な財政からこんなことを申し上げるのは失礼だけれども、しかし、国の将来の治安にもたいへん關係のある重要な法案であるから、こういう問題について多少の経費はしかたがないではないかと思ふのです。そういう点から見て、ほかの世界各国の優秀な国の、こういう航空審議會のごときものの予算面等は比較研究して見られたのであります。か。それらがもしわかつておるなら、赤線々に御発表を願ひたい。私はおそれるこんな貧弱なものではなからうと思ふ。イギリスやアメリカや欧米各国は、どういふ予算額でこゝういふ審議をしておられますか。これは参考のためにぜひ承つておかなければならぬ。

○千秋政府委員 ただいま私たちのところでは正確な外国の予算等については持合せはございませんが、しかしながら

ら米国におきましてはNACAと申しまして大統領直屬の機関でございまして、非常に龐大な経費をもつて航空技術の進歩調整並びに研究の振興をやつておるのでございまして。また英国におきましては供給省がこれを実施しておられますが、基礎研究につきましてはDSIRという大きな役所が担当しておるのであります。非常に龐大な予算をもつてなしておるのでございまして、ただ日本といたしましては、航空研究につきましては講和発効までこれはすることができなかつたやうな状態でございます。ようやくこれが解除されました、それから各省間の話ということになりまして、非常に遅れた点と、またさういふやうな点で従来なかつたものにつきまして新たなことをするために、なか／＼予算といふことにつきましてもまだできなかつた点もあるだらうと思ひますが、今後におきましてはできるだけ御趣旨に沿うやうに、私たちも努力して行きたいと思つております。

○永田(良)委員 それでは私はその実際の数字について研究をされてから、調査をされてから、まだ会期も延長されると思ふので間に合ふかもしれませぬから、実際の調査の表をわれ／＼委員にも配つていただきたいと思ふのであります。なおまたこのことはわれわれ議員ばかりではだめで、一般国民にこれを知らせる必要がある。さういふ意味から各国の航空情勢の研究なんかの問題は、やはり報道機関の新聞紙を通じて一般国民にもわかるやうにお示しを願ひたいといふことを希望して私の質問を打ち切ります。

○稻村委員長 田中参男君。

○田中(秘)委員 法務省の政府委員にお尋ねしますが、昨日私の質問しましたことに関連するのですが、きょうの読売新聞を見ますと、在日朝鮮統一民主戦線中央議長の李浩然君が北鮮におもむくために神戸で乗船しようとしたのでありますが、これが神戸入国管理事務所です。不法出国として拒否された事件、しかもこの李君は出発にあつて入国管理局の鈴木局長から出入国管理証というふうな書きものをもらつて、ちやんと話をつけて出発することになつておつたのでありますが、どういふ事情か、こゝろになつて非常に願ひでおる。現地の神戸でも願ひでおる。私としては昨日も申し上げましたように、在日朝鮮人の数は、数十万といふことは間違ひない。しかもその中に技術や技能を持つた人で北鮮の建設のために帰りたいといふ人があるのですが、そういう人は帰した方がよいと思ふ。また実際は日本の食糧不足の折から、ぶら／＼してゐるといふことは日本としても困ること、しかも李君が参りますのはそういう人々が北鮮に帰るためのルートを開くために帰る、どういふ事情でこゝろが起つておるのでしょうか、政府委員から御説明願ひたいと思ふ。

て、ただいま田中委員からお話のございましたように、在日朝鮮人で北鮮に帰るを希望してゐる者の帰還の問題、それから日本におります朝鮮人学生の学資の問題等について、何とか北鮮に行つて瀕死と申しますか、どんなふうな模様のなか話をして来たか、いけなないのであるかといふ話があつたわけでございます。入国管理局といたしましては、在日外国人の管理をいたしておりますので、日本に居住したてております各国外国人問題といふものはいろいろ考慮もいたしておりますので、当時から何とか方法はなかりなものでございまして、研究はいたしておつたわけでございます。しかしながらいづれにいたしましても、外国に正式に渡航をいたしますのには、管理令の上で日本政府あるいは日本が承認したてております諸国家の旅券あるいはこれにかゝる渡航証明書がございまして、正式出国を認めるわけには参りませんので、どこか他の国の渡航証明書がとれないかといふようなことで、ずつと延び／＼になつておつたようでございます。そういたしますと、今日の十一日の日本経済に民戦の方で新聞発表をいたしまして、李浩然君に正式に出入国許可証がおりたので、これによつて二十一日のスイーデンの汽船で北鮮に行くんだといふ記事が日本経済に出たわけでありまして、それで私は入国管理局で出入国許可証といふものを発給する権限もありませんし、またそういうことをいたした事実もないわけでございます。李浩然君をそれから民戦の外交部長をいたしております高成浩君などに來てもらひまして、とにかく入国管理局としては管理令通りの旅券あるいは渡

航証明書がない限りは正式の出国は認められないといふことを申渡しをいたしまして、その後何回も折衝してゐるわけでございます。その間に、現在入国管理局長の鈴木局長がアメリカに参つておられますが、今日の七日に出発したたのでございまして、その前に私は鈴木局長から今御指摘のやうな証明書を出したといふことは聞いております。しかしながらその内容等は承知しておらなかつたのでございまして、それで今度新聞発表がございまして、李浩然君が持つてゐるものを見ましたが、これは正式な渡航証明書といふことは言えませんし、また入国管理局としてそういうものを発給する権限もありませんので、ただ局長が個人的に多分政府の渡航証明書をとる際に、何らかの便宜になるという意味で出された單なる証明書程度のものと考へますが、このやうな文書で正式に出国は認められないといふことで、再三李浩然君あるいは民戦の中央議長の朴光海君などとも話をしているのでもございまして、李浩然君側の方ではどうしても出国するんだといふことで現在神戸に参つております。入国管理局といたしましては神戸の地方事務所を指示いたしまして、正式の渡航文書を持たない者の出国を認めることはできないから阻止するやうにといふ指示をいたして、なお現地で李浩然君にいろいろ事情を説得いたしまして、やめなさいといふことで説得をしてゐるはずでございます。一応の経過はさうな経過でございます。

なものを政務次官は御存じありませんか。

○三浦政府委員 私は何も聞いておりません。

○田中(秘)委員 局長という地位にある鈴木さんが、どういふ性質のものか知らぬが、何かさういふ証明書を出すといふことはやはり重大だと思ふ。一鈴木個人というわけではなからうと思ふし、相手の受ける印象は、とにかく日本のえらい役所のやはいえらい長で、それから鈴木さんが不用意のうちに、さういふものを出して、それが非常に問題になつたといふことです。これに非常な鈴木さんの失態だと思ふ。これについて政務次官はどういふふうにお考えになりますか。

○三浦政府委員 私はまだ鈴木局長の出した証明書というやうなものをたゞいま次長が申し上げた程度しか存じておりませんので、どういふやうな性質のものであるか、また鈴木局長がどういふやうな意図のもとに、さういふものを発行したものであるか承知しておりませんので、鈴木局長が承知したら事情をよく聞きまして、考へたいと存じます。

○田中(秘)委員 鈴木局長は今アメリカに行つてゐるわけですから、ちよつと帰るのを待つのはたいへんですが、李浩然君がこの証明書を現物を持つてゐるわけですから、次長にお願ひします。その李浩然君が持つてゐる証明書のやうなものを、ひとつこの委員会に御提示願ひたいと思ひます。写しでもいいです。

○宮下説明員 現在李浩然君が持つて神戸に行つてゐるわけでございますが、その内容は私も見まして一度は承

知いたしております。英文のものでございまして、内容は普通の証明書の形でございまして、これに關係されるすべての人に対して、次のやうなことを証明するといふ書出しで、李浩然君がスイーデンを含む欧米諸国及びアジア大陸を旅行するものであることを証明する、李浩然君が日本に帰つて來た場合、李浩然君が長い間日本に居住しておつたといふ事実を基いて、再入国が許可されるべきものである、といふ内容でございます。

○田中(秘)委員 今の内容を聞きますと、それはやはり李浩然君としては相当有力な証明書だと考へるのは當然だと思ふので、今のさういふあらましの御説明では私満足いたしません。神戸にそれがあつたこと、取寄せやうと思へばすぐ取寄せられるのでありますから、電話でもかけていただいて、その内容の写しでいいからひとつ至急にこの委員会に出していただきたい。これはやはり百万に達しようといふ朝鮮人、しかもその九〇％は北鮮支持でありますから、さういふ諸君全体にこれは關係する、しかも外交關係に類する事柄でありますから、それはやはり写しを見せていただいて、私も議論したいと思ひます。だからそれをお約束願ひたいと思ひますが、どうですか。お約束したいよりも、むしろ私は国民代表として要求いたします。

○宮下説明員 鈴木局長が個人的に出されたものでございまして、内部の決裁文書とかいふやうなものはございません。管理局の秘書の方を探しまして、もし写しがございましたら、至急提出いたします。なければ神戸の方へ連絡をいたすわけでございますが、本

人が持つておるものでございますから、一応局の方を探してみたいと思ひます。

○田中(穂)委員 それはひとつ嚴重に要求しておきます。もしどうしても政府の方で手がまわらぬというなら、私どもの方で李浩然君に連絡してもいいですが、それは私どもがすべきことでもなく、筋が違ひますから……。

それからその次に、証明書はともかくとして、その人が祖国に帰る。それはもうおおよそ人類の基本的な権利に属する。今北鮮との国交関係ができていないとかいふようなことがありまして、この当然な権利を認めるためには、ひとつあらゆる方法を考へていただいて、本人の意思に沿うようにしてもらわなければいかぬと思ふ。ともかく鈴木さんはその気持でこれを出した。となつたものだらうと思つて、鈴木局長の人間としての良識をたたえるものであります。神戸の出先の役人が押えておるが、何でもこれは今お聞きすると、入国管理局の方から指令されたというのです。そういうことまでして阻止する必要がある一体どこにあるかと思ふのです。だから証明書の問題は離れて、これはひとつ人間の気持で御答弁願つておきたいと思ひますが、何とか李君を北鮮にやつていただきたい。技術や技能を持つた人が日本におつても食糧の点や何かでも困るのですし、またそういう技術や技能を持つておつても、内地では就職の機会もない。そうすると、人間は生き生きと行かなければならぬから、いろ／＼よくないこともするようになるのです。帰すように努力することは、もう自由党も社会党も御異議ないと思ひますから、

どうかそういうことについて積極的に努力する意思があるかどうか、それをひとつお聞きしたい。

○三浦政府委員 北鮮関係の人が向うへ帰つて、日本に再び帰つて来ないのだという意思のもとに、帰国の希望者であれば、これはできるだけの援助の方法を考へて、大いにそういう方面を考へるべきだと思ひます。またそういう方面については、何とかさういふ方法があるかないか、また少々無理しても、私はやるべきだと思ひます。そういう点はよく研究してみます。

○田中(穂)委員 ところで、それは一般論としてそれで御了承いただいたわけですが、問題は今度は李君の場合なんです。李君はこれは行つて帰つて来る。この李君が行くゆゑのものは、たゞさんの在日朝鮮人を北鮮に帰らせろ。こういう人たちはもう帰つて来ないんです。つまり向うに帰るルートをつけるために李君は行くのですから、これは李君の場合、証明書のいかんにかかわらず、ひとつ大目に見て出すような意思は入国管理局にないのです。

○宮下説明員 ただいま政務次官からお答え申し上げましたように、真実の帰国のための出国でございますれば、管理令では出国承認をいたします。旅券あるいは渡航証明書がなければならぬとなつておりますが、昨年実施いたしました中共への引揚げの際にも、公に中共に引揚げ、帰国するといふ出国者でございますので、華僑總會の身分証明書で出国を認めたわけでございます。そのような措置があるからと思ひますが、今回の李浩然君の出国は、北鮮に行つてまた日本に帰

つて来る一時的な旅行といふ出国でございます。しかも新聞発表にもなつておりますので、公然としてこのような管理令にない一時的な旅行の出国が許されるということになりますと、一般的に不法出国者を検挙して起訴しておるような他の実情から申しまして、何ともこの取締りがつかなくなりまして、私も入国管理局といたしましては、私は遺憾でございますが、神戸において李浩然君が思ひとどまるよう手配をいたしておるわけでございます。

○田中(穂)委員 私はどうもそれはおかしいと思ふ。多数の不特定な人をどうと云うのではないので、李浩然君という特定の個人、しかもこの李浩然君は在日朝鮮民族の中央議長なんです。それから、普通の朝鮮人とは少し区別して考へていただきたい。これは朝鮮人民民主主義共和国が国際的な承認でも得て、さうして日本と国交が開かれるなら、こういう人は駐日大使にでもなるような人なんだ。實際さうなんだ。さうして今日朝鮮との国交は回復されておらないのです。朝鮮に二つの政権があることは客観的な事実であつて、南北いずれとも日本はまだ国交は回復していません。しかも韓国の方は、向うから何か代表みたいな者が来ておるし、それから韓国関係の人は出入りつたりしておる。どうも私は南北両政権に対する扱いがへんばだと思ふのです。私もこれはさういふ李浩然君という特殊な地位にある人が、しかも大勢の人が向うへ帰りたいといふそのルートを見つめる、あるいはそのほかの使命もあるでしょう。たとえば視察である

とか何とかいう種類の仕事はあるでしょうけれども、しかし多数の在日朝鮮人の北鮮に帰りたい人をあつせんするといふ使命を帯びておることは確かであり、そして日本としてもこれはむしろ歓迎すべきことですから、さういふ点に着目していただきたい。その場合に今のようなお話では、何か非常にきつてくつな、そして韓国との関係を考へると、そこにへんばなものがある。これは私どもも納得できない。だから、どうしようか、この李浩然君の北鮮行きについては、さらにひとつお考えをいただくわけに行きませんか。政務次官から政治的に御答弁願ひたい。

○三浦政府委員 どうもさういふ問題はさう政治的にばかり行かないだらうと思ひます。やはり法律の建前から行かなくてはならぬと思つております。同時に李浩然君だけ認めて、ほかの方々を認めないというわけにも行きません。ただ李浩然一人だけをどうこうという特別な扱いも、現在の法規の建前、また現在の立場からむづかしいのではないかと思ふのです。今のようない御趣旨は、御趣旨として拝聴いたしますが、ただちに御趣旨に沿うようなことはむづかしいだらうと思ひます。

○田中(穂)委員 それでは三浦さんは弁護士の立場から少しも離れていない。法律家ですよ。政務次官ですか、李浩然君の地位を考へて、これはやはり少しは政治家らしい御答弁を願ひたい。それ以上御答弁がないならばしかたがないけれども、なおこのことにつきましては外務省の政府委員を呼んでありますから、質問を留保いたし

まして、外務省当局にあらためて質問いたします。

○稲村委員長 山崎議員。

○山崎(穂)委員 法務省から提出されましたこの法案の内容に関連いたしました、きわめて簡単に一、二伺ひます。

一つは現在の入国管理局の機構を見てみますと、空港を含んで約百箇所近くが対象に相なつております。その陣容を見ますと、約千二百四十人といふような機構に相なつております。おそらくこれだけの多数の箇所を管理いたしますためには、警察方面と非常に密接な連絡が必要のように私は思ふのであります。しかるに現在警察との協力関係が必ずしもうまく行つていないのではないかとさういふ感じが持つのであります。具体的に警察とさういふふうな協力をしておられますか、その点をまず承りたい。

○宮下説明員 御指摘の通り非常にたゞさんの出先機関があるにもかかわらず、比較的好い足踏をいたした役所の関係上、定員が非常に不足いたしておるのでございます。それで私どももいたしましては、ただいま御指摘がございましたように、入国管理局の職員だけで、港における不法出入の防止ができないといふことは、重々承知をいたしておりますので、各港におきまして、密輸、密出入国防止対策協議会というふうな、いろ／＼な名前をつけておりますが、警察、税関、海上保安庁、検察庁、入国管理局の出先機関というふうな、治安関係機関の協議会を持つておまして、密出入国ばかりでなくて、これに伴ひます密輸につきましても、随時対策を立てて協議を

いたしておる実情でございます。私どもの方でもたゞいま御指摘がございまして、前々から各地にこのような協議会を随時つくつて連絡を密にして、各港でしつかりやるようにということで指示いたしておるのでございまして。今回の新潟、伏木富山、名瀬港等に出張所を設置していただきましたという改正法案の趣旨も、たゞいま長期出張という形で、かわる／＼職員を出張させておるのでございまして、このような形では、たゞいま御指摘のようなその現地々々における治安関係等の対策樹立、常時の接融ということ、どうしてうまく行かないの、ございまして。理由といたしましては、出張旅費がよいから、それから職員が非常に過重負担であるというふうな理由もございまして、たゞいま御指摘のような、平生から治安機関とその現地々々で連絡をとつて対策を立てるというためには、必要のございまして港にはぜひ出張所を設置していただきたいというふうに考えておるわけでありまして。

○山崎委員 入国管理庁で最も協力を求めなければならぬのは、やはり治安機構の警察であらうと思ひます。ところが今回の法案によりまして、北九州の大部分、すなわち福岡地検の小倉支部の管轄が全部下関の事務所の管轄に入つております。御承知のように今回の警察法の改正によりまして、衆議院はすでに府県警察一本の法案を通過をされておるのであります。そうなりますと、むしろこの府県の単位を考へることが必要じゃないか。もつとも関門港といたしましては、下関と門司とが密接不可分でございますから、こ

れは従来の機構をそのまま踏襲されることは必要であらうと思ひますが、今回のごとく警察が府県警察一本になりますと、むしろ警察の管轄範囲をとられることが適当であつて、この地方檢察庁の管轄区域を踏襲されることはどうであらうか、こういう感じを持つのであります。入国管理局が法務省に所管されておるがために、檢察庁の管轄区域を踏襲するという必要は少しもないのであつて、むしろ警察を中心にして管轄区域をきめられる方が適当でないかという感じを持つのであります。その点はいかがでありますか。

○宮下説明員 関門五港を一括いたしまして、下関の入国管理事務所の管轄に移そうとしたしているわけでありまして、私どもの方では、この点につきましてはいろいろ研究をいたして参つたわけでございます。発足的には、現在在門司市だけが下関の入国管理事務所の管轄区域に入つておまして、その他は福岡入国管理事務所の方に入つておるわけでございます。しかしながら実際の港の出入国管理の面から申しますと、連絡、管理の完璧という点から申しまして、運営がうまく参りませんので、現在におきましては八幡、若松、小倉等の港における管理業務を下関の方で事実上見させておるのでございまして。いろいろ議論をいたしました結果、税関におきましても門司税関が関門五港を全部一括して管轄いたしておきます。私どもの方の港におきましては、警察だけではなくして、各般会社のエージェンツと非常に連絡が多いのであります。船会社の協力がございませんと適切な出入国管理ができませんと存じますが、エージェンツが門

司にございまして、関門五港全部を運営いたしております関係がございまして、あれやこれや考へまして、このような結論になつたわけでございます。なお密入国の事件は警察、海上保安庁等が検挙いたしまして、最終的には檢察庁に送られて、そこで起訴されるなり、あるいは起訴猶予になりまして、司法的な手続が一応済んだあとで、私の方へ引継がれて強制退去にするわけでございます。仕事の関係から申しますと一応小倉の地検支部の管内のものは一括しておきませんと、いろいろ混乱が生じますので、このような結論になつたわけでありまして。

○山崎委員 関門五港が非常に関連性のあることは私もよく承知をいたしております。そういう観点から今回の改正になつたことと存するのでありますが、警察の關係から見ますと、たとえば港にあまり關係のないような遠賀郡、築上郡、あるいは京都郡でありますとか、こういう方面は、むしろ跡始末の問題が多いように感じますので、警察の管轄区域であります県を単位にお考へになる方がよいのじやないか、こういう感じを持ちますので、これは将来の研究問題として御研究を願つておきたいと思ひます。

りますか、念のために伺つておきたい。○宮下説明員 人員の点につきましては、現在新潟には入国審査官一名、入国警備官一名をすでに出張駐在の形で置いてございまして、それから名瀬には、引継ぎを受けた関係上、現在入国審査官、入国警備官、雇用員を含めまして九人の職員を駐在させております。伏木富山には現在まだ職員は配置してございせんが、名古屋の管理事務所の定員の範囲内でやり繰りをいたすつもりでございます。

事務所にございましては、新潟は県の建物の一部を借り上げてまして、現在すでに事務所を開いたしております。名瀬は国有の建物ですでに事務所ができております。伏木富山だけはまだ事務所は開設してございせんので、今後借り上げをいたすわけでございます。この月々の借上料は、現に使つております出張旅費を今度出さなくてもいいことになりましたので、それを差引きますとさう大きな金額ではございせんけれども、今度の改正をしていただいた方が、より節約になるというふうに考へておるわけでございます。

て、この問題について非常に土地の人々が反対をしているという事実を聞くのでありますけれども、なぜここに五万九千坪にも上るような保安隊の用地が必要であるか。こういうふうな点についてまず第一番に御説明をいただきたい、こういうふうに考へております。

○石原(周)政府委員 調達庁へのお尋ねであります。所管は私の方から申します。旧駒沢、今三宿と申しておりますが、この保安隊用地は坪数にいたしまして約六万坪でございます。全体の敷地は今の御指摘よりやや広いのであります。それ以外に処置せられておる部分もございまして、私どもの方の部分について申しますと、あそこには大体三つの設備を予定しております。一つは技術研究所であります。これは現在川崎の方に日本電気の建物など借用してございまして、これを移しましてあそこに技術研究所をつくる。それから二十八年度予算をもちまして議決を経ております東京中央病院をつくる、第三は衛生学校、その三つのものをあの敷地の中に収めたい、こういうことで今おつしやいました大蔵省の方から移管を受ける次第であります。

○飛鳥田委員 この土地は現在世田谷、目黒両区にまたがつておまして、しかもこの地区は東京の住宅地としては重要な地点に當る、こう私たちが考へております。しかもこの大蔵省の払下げ方針等を見ますと、公務員住宅として二万二千坪もすでにある。もしここに公務員の住宅が立ち並びますと、ここに立ち並んだ住宅に入る家族

なにおきわめて事務的なことであります。○飛鳥田委員 調達庁の方に伺ひたいと思ひますが、東京の駒沢の練兵場跡に十六万坪の国有地がありますけれども、この問題について伺ひたいと思ひます。この土地は今まで帰農者五十名が農林省の營農資金による開拓農場として使つて来たらしいのであります。最近いろいろ話を聞いてみますと、大蔵省当局でこの土地の払下げ方針を確立した。この中には保安隊の用地五万九千坪、こういうものがあつ

○飛鳥田委員 調達庁の方に伺ひたいと思ひますが、東京の駒沢の練兵場跡に十六万坪の国有地がありますけれども、この問題について伺ひたいと思ひます。この土地は今まで帰農者五十名が農林省の營農資金による開拓農場として使つて来たらしいのであります。最近いろいろ話を聞いてみますと、大蔵省当局でこの土地の払下げ方針を確立した。この中には保安隊の用地五万九千坪、こういうものがあつ

○飛鳥田委員 この土地は現在世田谷、目黒両区にまたがつておまして、しかもこの地区は東京の住宅地としては重要な地点に當る、こう私たちが考へております。しかもこの大蔵省の払下げ方針等を見ますと、公務員住宅として二万二千坪もすでにある。もしここに公務員の住宅が立ち並びますと、ここに立ち並んだ住宅に入る家族

の子弟は当然学校に行かなければならないということから考えて参りましたも、学校用地などというものは非常に必要なものとして問題に上つて来ることは当然だと思ひます。さらに住宅地としても先ほど申し上げましたように、これが東京都にとつて非常に重要なものだ、こういうふうな思われることも間違いないことである。この

いうふうな私達は考えますが、こう考へて参りますと、無理にそこを保安隊の用地にしなければならぬというふうな理由は考えられず、むしろこれは東京都の住民の利益のために開放をしていただくことが緊要じやないか。こういうふうな私達は思ひます。であります。さらに現在の小学校、中学校の状況を聞いてみますと、いまだに二部授業などというものがほとんど解消されてない、二部授業を解消して行くためには当然学校の敷地が必要である、ところが今のような宅地の非常不足におる東京の状況においては、もしここに保安隊の用地としていろいろ建物を建ててしまひますと、将来学校の敷地を求めることはもう不可能になつて来る、あるいは民家を買取して立ちのかしてまで学校をつくらなければならぬというふうな事情も出て来ると思ひます。こういうふうな事情が当然予見せられるのに、あえてここへ保安隊の用地を設定する必要があるか、一体どこにあるのか。今のお話のような中央病院その他ありますならば、こうした東京都にとつて非常に重要な住宅地をつぶす必要がないのじやないか、もつとよそへ持つて行つてもできるのじやないか、こういうふうにも私達は考へるのですが、この点

についての御意見はいかがでしようか。

○石原(周)政府委員 お尋ねの点は、大蔵省管財局の方からお答えをいたす筋かと存じますが、私どもの承知しております範囲内のことを申し上げますと、東京中央病院あるいは技術研究所、衛生学校というものは、大体ある地域の配置を考へましてでき上つておりますので、国会の御承認を得ました当時からそういうような配置を考へております。現在、御指摘のように、用地の取得は非常に困難でありまして、他にあります民有地を買収いたすということは非常に困難な状況になつております。従つて私どもとしては、国有財産で現在更地になつておるところで、使い得るようなものを、できるだけ相談をいたしまして、管財の方から移管を受けておるわけでありまして、御指摘のような学校の問題、そういうような問題が常にそういう場合に存在をいたしております。私どももそういうふうな点をいろいろ管財の方から事情を聞き、そこら辺とも十分相談がつくようになつておる。管財局の決定を経たところの方に移しかえをいたしてもらつておるような次第であります。

○飛鳥田委員 かりに保安隊の用地とするとしまして、保安隊が国民から離れてしまつたのでは何ものならない。ぼくの立場から申し上げるのは変ですが、国民に愛される保安隊になるべき義務があると思ひます。その場合に、周囲の人々から非常に排斥をされるといふような形で無理に用地を確保するといふことは、いづれの立場から考へても好ましいものとは思ひませんが、この場合駒沢の練兵場の跡について

は、保安隊用地化反対同盟というふうなものでもできておるといふ話も聞きますが、こういう人々とも十分話し合つて、この人達を納得せしめておられる現状であるかどうか、あるいはそういう民間の意向などというものは全然考慮に値しないという態度をとつておられるのかどうか。この点もお伺ひをしたいと思います。

○石原(周)政府委員 御指摘のような問題がございまして、実は決定をいたすまでに相当遅延をいたしてござります。全体で十四万坪ほどのものでございまして、これを米軍に接収されておりました。これを接収解除になりましてから処置の決定をいたすまでに相当の期間がかつております。これは今御指摘がございまして、それを管財局において調整をいたすために非常に苦慮をいたしておられたのであります。結論をいたしましては、私の承知しておりますところでは、たしか小学校の二校分を敷地として残しておると思ひます。それからあそこは東京都側の緑地帯といふむずかしい問題がございまして、それがあつた土地の処分を決定するのには難問になつております。そういうような観点から、緑地のためにたしか四万坪でありましたか、五万坪でありましたか、そういうような土地を留保いたしまして、そういうような各方面のいろいろなむずかしい要求をいろいろ相談をし、調整をした後にきまつた問題だと承知をしております。これは大蔵省の方から申し上げるべきことかと思ひますが、大体現在のような割合と御了承願つてしかるべきじやないかと考へております。

○飛鳥田委員 今学校用地として何か一万三千坪を認めたというふうなお話であります。ところが一万三千坪の学校用地に、今かりに学校を建てまして、それは現在ある二部授業の解消その他をなし得るだけであつて、将来の問題については少しも問題の解決になつていない。先ほど申し上げましたように、公務員住宅として二万二千坪を割当てておられるそうですが、二万二千坪に公務員住宅が一ぱい建ち並びますと、ここに入られる公務員の方々の児童を当然収容しなければならぬ、いわゆる学校児童の社会増というものが出て来ますが、この問題でせつかく一時解消、得た二部授業その他を再びもたらしてしまふというふうな結果にならざるを得ないと思ひます。そういうふうな考へて参りますと、一万三千坪を学校敷地として割当てたというところは、問題の解決になつていない。同時にまた、従つてそれが反対同盟の人々を満足させる段階に至つていないのじやないか、こういう気が私にはするのですが、この点についても、反対の意見を唱えておられる人々を十分納得をさせられた上の御決定であるかどうか、こういうことも伺つておきたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 そちら辺のことにつきまして最終の決定をいたしまするまでに、今おつしやつたような方々の十分の御了承を得ているかどうかは、私大蔵省の方でございせんのでお答えいたしかねますが、当然二つでございまして、私は承知いたしておりますのであります。その敷地を考へます場合に、これは推測でありませんが、将来の一応の傾向も考へてはや

つてゐるだらうと思ひます。その最後のぎり／＼のところはどうなつてゐるかというところは、大蔵省にお尋ねを願ひません、私は正確に承知いたしておりません。

○飛鳥田委員 これは大蔵省の問題を押しつけられるようでありまして、お使いになるのはあなたの方で、将来その土地の住民と保安隊とが融和してやつて行けるか、やつて行けないかということが、非常に重要な問題だと思ひます。そこで、土地の管理が大蔵省の関係だから大蔵省に聞いてくれというこゝでなしに、もつと積極的に将来お使用になるあなたの方が土地の人々と十分な意見を交換して、納得させるということ、これは、今後の保安隊の運営にとつても非常に重要なことじやないかと思ひます。たとへて言へば、私自身がよその家へ入つていただく場合でも、大家さんに頼まざるに、やはり自分自身が隣近所にどういふさつに行つてもありますが、そういう官僚的なやり方ではなしに、もつと保安隊の人が積極的に土地の人々と交渉をして、納得してもらふなり、あなたの方が予定計画をかえられなり、そういう態度をとつていただきた。各省間の責任の押しつけというこゝでなしにお願いしたいと思ひます。そこでこの問題については、今後土地の反対意見を持つておられる人々と、十分に御交渉願ひようにお願ひをしまして、この問題は打切らせていただきます。

そこで第二の問題ですが、これはこの前予算委員会でも河野さんがお尋ねをされたいわゆる保安協会の問題であります。その後この保安協会の問題について、木村さんが答へられたことに對し

て、日経連から反対の声明が出ておりますが、これについて一体どういふことになつてゐるのか、一応の御説明を伺いたいと思ひます。

○石原(周)政府委員 私ちよつと主務が違ひますので、必要に応じてほかの主務の者にお答えをいたすようにしております。どりはからいいたしたいと思ひます。

○飛鳥田委員 それではこの問題は、いづれ委員の方から答へのできる人をお呼びだしてやつていただきたいと思ひます。

○稲村委員 善処いたしたいと思つております。

他に質疑はありませんか。——質疑がなければ、これにて三案に対する質疑は終了いたしました。

次いで討論に入りますが、討論はこれを省略し、ただちに採決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○稲村委員 御異議がなければ、ただちに採決いたします。

法務省設置法の一部を改正する法律案に賛成の方の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○稲村委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○稲村委員 次に航空技術審議会設置法案に賛成の方の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○稲村委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

○稲村委員 次に調達庁設置法等の一部を改正する法律案に賛成の方の起立をお願いします。

〔総員起立〕

○稲村委員 起立総員。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

なおお諮りいたします。ただいま議決いたしました三案の委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひます。

午前の会議はこの程度にいたし、一時半まで休憩いたします。

午後零時三十九分休憩

午後二時二十二分開議

○稲村委員 休憩前に引続き開会いたします。

保安隊及び警備隊に関する件につき調査を進めます。質疑の通告があり、すから順次これを許します。高瀬傳君。

○高瀬委員 本日ははなはだ突然であります。保安隊並びに警備隊の問題に閣下は伺ひたいと思ひます。昨日参議院の方の内閣委員会において木村長官は非常に重大なる発言をなされたのであります。特に国防会議の問題についてかなりわれ／＼が考へて重大と思はれるような発言をされたのであります。いかなる発言をなされたのであるか、ちよつと御自身から伺ひたい。

○木村国務大臣 参議院の内閣委員会で総括質問の途上におきまして国防会議の問題が出たのであります。国防会議の構成内容その他の問題についてどうかといふことであります。そこでわれわれといたしましては御承知のごとく目下三党会談折衝中でありま。しかも保安庁においてはまた自体の確定案といふものはない。従つてこの内容についてはわれ／＼は保安庁の案といふものを

示すことは不可能であるといふことを申したのであります。そこで内閣委員会で参議院を開いて、そのことに關しては御相談があつたようでありま。その結果保安庁自体においてまとまつていないものでもいからこれを示していただい、示さなければ審議を進めることは不可能であるといふようなことであつたのであります。そこでわれ／＼といたしましてはまた保安庁においても未確定であるが、未確定のものでもいいといふことであれば示そうと私は考へたのであります。そうしてこれを示すにつきましては、せうかく三党会談が今行われつつある途上でありま。三党会談における改進黨の折衝委員堀木鐵三氏に対して内々に協議をいたしたところが、示してもよろうといふことであります。未決定であります。その案を提出した次第であります。従ひましてこれにつきましてはくれ／＼もまだ保安庁においても検討中であり、結論は出ていないのであるといふことをつけ加えて申し述べておいた次第であります。

○高瀬委員 それでは、この未決定であるところの保安庁で研究中の国防会議の構成等に関する問題について参議院からこれを示さなければ審議をしない、審議をされないといふから、未決定であるけれどもこれを示せば審議をしてもらへる、そういう取引上の交換条件で、保安庁長官の責任と創意においてやられたものなんですか。

○木村国務大臣 もとより審議は進めなくてはならぬのであります。これを示せば審議を進められるといふことであれば、未決定の案でも資料としてこ

れを、い／＼今後提出すべき法案について考えられるのであります。示してもよろうといふ考えで私は示したのであります。

○高瀬委員 それでは参議院の恐喝にあつて木村保安庁長官はそれに負けず、参議院の恫喝にあつてやむを得ず、本意ながらこれを示した、こういうことに相なるわけですが、それでいいのですか。

○木村国務大臣 私は恫喝にあつたとは思へません。参議院の人たちも審議の途上に必要ありと考へられたこととあります。私も審議に必要であるといふならば、未確定のものでよければ示してもいいと考へたのであります。決して恫喝されたのでも、恫喝に応じたのでもありません。

○高瀬委員 それでは長官に申し上げますが、この前われ／＼が内閣委員会において審議をいたしました際、重々私ももあるいはわが党の須磨委員も、この国防会議の構成について所見を申し述べました。しかもわれ／＼は、特にこの国防会議の内容については政府において公式に当然きめて、別途法律でこれを定むるということになつておつたのであります。それだけでははなはだ不十分であるから、具体的に国防会議の内容について政府はすみやかに決定して、当委員会の審議を受くべきであるといふことと、もしそれがいまださういふ段階になければ、非公式でもこれに關する政府の所見をわれ／＼の方に開陳してもらいたいといふことをたび／＼要請いたしました。しかし、もしそれを何ら示さなければ審議しないとか、かくのごときけちなことをわれ／＼は一回も申したこ

とはないのであります。これは参議院とわれ／＼との立場の相違といひます。審議に対するわれ／＼の心の置き方が違ひなせいであります。さういふけちなことは申ししたことはない。しかしながらこの法案の審議については、この国防会議の構成といふものは非常に重大であるから、具体案がなければせめてその内容だけでも、政府が考へている片鱗だけでも示してもらいたいといふことをたび／＼要請いたしました。木村長官はこれについてはそれはたゞいま研究中ではあるけれども、いまだ発表する段階に至つていない、こゝういふことで強く拒否されました。従つて衆議院はこの自衛隊法案、防衛庁設置法案が通つてから半月もたないうちに、向うで非公式といひながらかくのごとき保安庁において研究中の案、いわゆる未定稿と称する案を発表されたのはわれ／＼の非常に遺憾とするところでありまして、特に衆議院自体の権威にも關することでありま。このことは非常に重大だと思ひます。衆議院ではけちなことを言わないからまあできるだけ押し隠して行つて、参議院に行つたところがこの問題について多少の片鱗ぐらひは示さなければ審議しないといふので、これはたいへんだから片鱗を示したといふことになる、われ／＼としてはまあ木村長官の心境の変化を非常に疑うと同時に重大視するわけなんです。衆議院の方の審議権の無視とはいひませんが、非常にわれ／＼の審議に対して重きを置いていない、衆議院自体に対する審議に対しては重きを置いていない、これは当委員会のみならず衆議院全体の問題として、私は相当重大なこ

とであらうと思ふのです。これらに關する木村長官の所見を伺いたいと思ふ。

○木村國務大臣 私は決して衆議院に重きを置かないわけではありません。大いに重きを置いておるのであります。当委員会において求められたところは保安庁の案を示せということでありまゝです。保安庁の案としてはまだ確定しておりません。しかもそのときあなただ方も御存じの通り三党で折衝中であつた。改進黨においてはいろいろ案を示されたやうであります。われ／＼としましては、それには關知しておりません。しておりませんが、その当時においては今申し上げるやうに三党で折衝中であつた。しかも保安庁自体の案といふものはまだ固まつていない。それゆゑわれ／＼は固まつていないから出し得ないのだ、こう申したわけでありまゝです。固まつていなければ片鱗でも示せといふことであればあるいは私は示したかも知れません。固まつてないものを輕々しく示さない方がよからうといふことで私は答へたつもりであります。参議院におきましては、固まつていなくてもいいんだ、ただ資料として見るだけだからというところであるから出したのであります。固まつていなくても出したわけではありません。現在におきましてはわれ／＼は慎重に検討しておりますのであります。いづれ三党折衝が決定を得ますれば、これを織り込んで国会において十分御審議を願ひ得るものと、こう考へておるのでございませう。

○高瀬委員 實は内閣委員会においても固まつていないものを出してやらうことは非常に無理だと思ひましたが、

とにかく構想の一部分でも示していただきたいといふことをたび／＼われわれは繰返して申し上げました。しかもこの發表された国防會議の構成等に関する件、保安庁において研究中の案(未定稿)の中には、やはり固まつておりませんが、一つの保安庁のいわゆる木村長官の構想が含まれておることは確かであります。たとえば改進黨のわれわれが——われ／＼といふよりは須磨君のごときは、いわゆる民間の人間を国防會議の中に入れて、そうしてやるとするわけと、政変によつてかゝる、大いにこれを補うべきであるといふやうな所見も述べ、いろいろやられたやうであります。これによるとやはり政府のたとえば防衛庁の長官、外務大臣、大蔵大臣、通商産業大臣、經濟審議庁長官、なお必要なときは臨時閣僚大臣を出席せしめるものとすると

いふやうなことで、全然当事者だけで構成してある。これはやはり一つの政府の考へ方の一端を示すものでありまして、私はこゝういふのを見ると單に研究中の案といふよりは、政府のいわゆる国防會議に対する考へ方をこれで明示してゐると思ふのです。ですから、木村長官は研究中の未定稿だと言われまうけれども、明らかにたとえ議長は内閣總理大臣をもつてこれに充て、統合幕僚會議の議長は国防會議に出席して意見を述べることができ、国防會議の事務は防衛庁で処理する、こゝういふことになつて参りますと、單にこれを一片の紙くずとして扱ふことはできないと思ふのです。だからやはりそれが單に紙くずだと言われるならば別でありますけれども、少くともこ

れを出したことによつて参議院が防衛庁の設置法案、あるいは自衛隊法案を審議するといふことになれば、やはりこれは政府の一端の所見として私どもは非常に重大だと思ふ。従つてこゝういふ審議の基礎になるやうな案が、たゞ研究中の案としても出て、それによつて参議院の審議が進められるといふことになる、一体衆議院の方はどうしてくれるのだといふことになるわけでありまして、これは私どもも單に未定稿としてこれを扱ふわけには行かないと思ふのです。いゝやうなことを主として、三党折衝折衝の中において、わが党が何で民間人を入れるといふことを主張してゐるかといふやうな問題について重大な影響がありますので、これは單に未定稿としては私どもは受取れない。

○木村國務大臣 未定稿は未定稿であります。そこでしからは案を今練りつゝあるか、どれだけの点が問題になるかといふことが問題になつたわけでありまして、そこで私は問題になつておる点はいゝやうな構想メンパーの中に民間人を取り入れるべきか、取入れるとして何名くらいがいいか、しかも事務局はどこへ設置すべきか、この点について今せつ／＼検討中である。従つてそれらの結論が出ないうちは保安庁の確定案といふことは言えない。しかも今三党においてせつ／＼検討中であるので、それらの結果を得た上において、それらを十分にらみ合せて法案の作成にかかりたい、こゝう申したのであります。従つて重大な問題であります。民間人を構成メンパーに入れるかどうかといふことについては、十分保安庁においても検討中である。今その点

についてわれ／＼はまだ結論が出ていない、こゝういふことでありますから、この案はやはり未定稿にすぎないわれ／＼は考へております。

○高瀬委員 それでは伺ひますが、この四月二十八日の衆議院の内閣委員会において、わが党の須磨委員の国防會議に恒久性のある學識経験者を加えるべしとの見解に対しては、木村保安庁長官はこゝういふに答へられておるのです。お忘れになつておられないと思ひますが、念のため讀んでみますが、將來この制定を予想される国防會議の構成内容については、今ははつきりした結論はまだ持つていない。今須磨さんの言われたことはきかめて重大であると思つております。私はこれを資料として十分検討して国会の御審議を得たい、こゝういふに答へておられるのです。これは速記録にありまして、しかるに今回参議院の内閣委員会において木村長官が、この防衛二法案制定の基礎をなした三党折衝の経過を、結果から見ると無視されたといふことに相なる。それでまた衆議院における答へと矛盾する点もある案を突如として發表された、これはやはりわれわれとしては重大な関心を持つ、こゝういふわけでありませう。この三党折衝の経過を、今十分折衝中、これからこの案を具体化しようとしておる今日、この案を突如として出されたといふことは、私は道義的に相当重大な責任があるのではないかと考へます。

○木村國務大臣 重ねて申し上げませう。私は三党折衝を無視するわけでも何でもありません。参議院の内閣委員会でも言つておるのであります。ただいませつ／＼三党折衝が行われておる、その結果をわれ／＼は見たいんだ、従つて保安庁としても確定案を持つていない、民間人を入れるか入れないかといふことについては大いに検討しなければならぬ、われ／＼もせつ／＼検討中であるのであります。三党折衝を決定して無視するわけでもなく、また民間人を構成メンパーに入れるか入れないかといふことについては、私はまだ検討中である、これは慎重に検討したい、こゝう申しておるのでありますから、何ら矛盾をいたさないと私は考へております。

○高瀬委員 あまりくどく因縁をつけるやうなことを申し上げても恐縮でありますから、はつきり申し上げます。それでは伺ひますが、この国防會議の構成等に関する件といふ長官の發表されたこれは、紙くず同様のものと解釈してよろしいのですか。

○木村國務大臣 決して紙くず同様ではありません。われ／＼はこの構成メンパーのうちにあつてあります。六名の者、これらの者は入れたといふ考へております。また統合幕僚會議の議長もこの會議に意見を述べることが許されてしかるべきものであると私は考へております。

○高瀬委員 そうしますとこれは相當重大なる政府の決意を示したものと解釈してよろしいわけですか。

○木村國務大臣 決意と申しますか、何かその点の言葉はわかりませんが、今申し上げた点はわれ／＼は当局の意見として申し上げておるのであります。

○高瀬委員 わかりました。そうするとわれ／＼としては政府はこの衆議院

の審議権に対して重大なるあやまちを犯した。いわゆる衆議院の審議権は非常に無視して参議院の恫喝にあつた、しかしてかくのごとき重大なる決意の一端を披瀝した、こういうふうにわれわれは結論いたしますが、それでよろしいですか。

○木村国務大臣 先刻私は恫喝にあつていないと申したのであります。また恫喝さるべきものじやありません。審議の過程においてさようなことになつたわけでありませう。われ／＼は審議が円満円滑に行くためにとつたことである。しかしてこのわれ／＼の未定稿なるものについてはまだ結論を得ていないのだ、ことに重要な点で民間から構成員を参加させるかどうか、その他の点について重大なる事項があるのだ、これはせつかく検討中である、決してこれは保安庁の固まつた意見じやない、大きな重要事項が残つておる、従つてこれは未定の案にすぎない、こうくれ／＼も私は説明しておるのであります。

○高瀬委員 あまりくどくこのことを伺つても水掛論になります。私どもとしてはこれは非常に衆議院の審議権の無視、また政府のいわゆる重大なる所信の披瀝、かように解釈いたしました、こういうような処置を政府がとられたことは、はなはだ遺憾であるということを表明しまして、私の質問を終わります。

○稻村委員長 明日午前十時から質疑を続行することにしまして、本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

〔参照〕

法務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

航空技術審議会設置法案（内閣提出）に関する報告書

調達庁設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十九年五月二十六日印刷

昭和二十九年五月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局